

『引っ越し』のとき、お子様(小・中学生)の転校の手続きは、どうする？

## 【市外から鳥栖市へ転入する場合】



### 1 鳥栖市への引っ越しが決まったら

- (1) 今通っている学校に保護者から、いつ頃、どこ（鳥栖市）に引っ越すかをお伝えください。
- (2) 鳥栖市教育委員会学校教育課に、お電話ください。  
鳥栖市の住所から転校先の学校をお伝えします。その際、お子様の氏名、生年月日、性別や現在通っている学校名、特別支援等に関する情報などをお尋ねします。  
《お問い合わせ先(学校教育課) 0942-85-3520》
- (3) 転校先の学校に電話をしてください。  
いつ、どこ(住所)に引っ越しするのか、また、お子様の情報などをお伝えください。

### 2 鳥栖市に引っ越してこられた後に

- (1) 鳥栖市役所市民課（1階）の窓口で、住民異動（転入）の手続きを行ってください。その際に「転入学通知書」が発行されます。
- (2) 鳥栖市教育委員会学校教育課（3階）の窓口で、1階で受け取った「転入学通知書」を提出して、転入手続きを行ってください。  
※区域外就学等が必要な場合は、その手続きも行います。
- (3) お子様を通う転校先の学校に、「在学証明書」「教科用図書給与証明書」をご提出ください。